☆JOHOKU SHINKIN BANK

各位

城北信用金庫 平成27年3月30日 No. 26-033

一時金給付型遺言代用信託 『しんきん「想い伝える信託」』取扱開始!

城北信用金庫(本店:東京都荒川区 理事長:大前孝治)では、お客さまの幅広いニーズにお応えしていくため、株式会社しんきん信託銀行(所在地:東京都中央区 取締役社長:大蔵一之)の新しい信託商品である一時金給付型遺言代用信託『しんきん「想い伝える信託」』の取扱を開始いたしましたので、お知らせいたします。

言己

特 徴

- ○被相続人が亡くなられた後も資金が凍結されることなく引き出せます。
- ○日頃お取引いただいている当金庫を窓口として、遺言代用信託がご利用いただけます。
- ○当金庫としんきん信託銀行が協力して商品開発し、<u>全国の信用金庫に先駆けて取扱を</u> 開始します。

商品内容

商 品 名:一時金給付型遺言代用信託『しんきん「想い伝える信託」』

概 要:お客さまに相続が発生した際、当面の生活資金や葬儀費用等、すぐに

必要となる資金を、あらかじめ指定したご家族に一括して支払う信託 商品(お客さま(委託者)が㈱しんきん信託銀行(受託者)と締結する

信託契約について当金庫が信託契約代理店として媒介)

販売対象:個人のお客さま(1人1契約のみ)

信託金額:100万円以上500万円以下(1万円単位)

信託期間:5年以上30年以内

信 託 報 酬:①契約時報酬 15,000円(税別)

以下のいずれかのお取引があるお客さまは無料

- ・年金受給口座と年金定期
- ・年金予約とスーパー積金「熟年」
- 教育資金贈与専用口座
- ②管理報酬 無料
- ③運用報酬 計算期間中の定期預金利息に信託報酬率を乗じた金額

取 扱 店 舗:王子営業部

取扱開始日:平成27年3月25日(水)

以 上